

外国人児童・生徒 多文化共生をめざした教育を

明治大学助教授・山脇啓造

外国人児童・生徒の現状

文部科学省(文科省)によれば、2001年9月現在、日本の公立小・中・高校に在籍する、日本語教育の必要な外国籍児童・生徒数は1万9250人で、過去最高である。文科省がこの統計をとり始めた1991年の5463人から、ほぼ一貫して増大している。これは、入管法の改定などにより、1990年代を通じて、在留外国人が大きく増加したことを反映している。

母語別では、ポルトガル語(4割)、中国語(3割)、スペイン語(1割)の3言語を話す子どもたちで全体の8割を超えている。フィリピン語、韓国語、ベトナム語、英語もあわせて7言語で95%に達する。都道府県別では、愛知、神奈川、東京、静岡、大阪の順が多い。

一方、国際結婚や帰化、あるいは外国育ちのため国籍は日本でも、多様な文化的背景をもった子どもたちも増えている。こうした子どもたちの存在は、統計には表れにくい、外国人児童・生徒の教育について考えるときに、決して忘れてはならない。

これらの外国出身の子どもたちが通う学校では、日本語教育をはじめ学校生活や学習への適応の問題など、様々な教育上の課題が生じている。

国・自治体・市民団体の対応

外国人児童・生徒の増大に応じて、文科省はこれまで様々な対策をとってきた。外国人児童・生徒教育担当教員の配置、教師用指導資料や日本語指導教材の作成、「帰国・外国人児童生徒と共に進める教育の国際化推進地域」や「外国人子女教育受入推進地域」の指定、外国人児童・生徒担当の指導主事や教員等を対象とした

研究協議会や日本語指導の研修会の開催、教育相談員の派遣などである。

また、外国人児童・生徒の多い都道府県や市町村では、独自に日本語指導等を担当する教員、非常勤講師、日本語指導協力者等の配置、教師用指導資料や日本語指導教材の作成、担当教員の連絡協議会や研修会の開催などを行ってきた。

地域のボランティアなど市民団体による外国人児童・生徒の日本語学習や教科学習への支援活動も、各地で活発に行われている。外国人児童・生徒の教育のためには、学校を中心に、保護者、自治会やボランティア団体等が連携して、地域社会が一体となった取り組みを進めることが欠かせない。

こうした取り組みにもかかわらず、ブラジル人など外国人が集住している地域では、外国人の不就学率が5割を超えるところもある。不就学の原因は、日本語習得や教科学習の困難、集団主義的な学校文化への不適応、いじめや親の無関心など様々である。日本で学校に通わなくても、すぐに本国に帰国できればよいが、実際には親の都合で日本滞在が長期化する場合が少なくない。そのため、母国語も日本語も中途半端なセミリンガルになったり、非行に走ったりするといった問題が生じている。

ブラジル学校と朝鮮学校

ブラジル人の集住する地域では、ポルトガル語で本国同様の教育を行うブラジル学校が設立されている。東海地方を中心に約30校あるといわれている。しかし、これらの学校の授業料は毎月数万円かかり、経済的余裕のない保護者にとっては選択肢となり得ない。ブラジル学校の経営母体は学校法人でないため、日本の行政か

ら財政支援を受けることもできず、ブラジル政府の財政支援もなく、学校運営は困難を抱えている。

ブラジル学校が抱える困難の根幹には、日本政府が外国人学校の法的位置付けを怠ってきたという問題がある。

外国人学校は、ブラジル学校以外にも、朝鮮学校、韓国学校、中華学校、欧米諸国の学校、国際学校(インターナショナルスクール)などがあるが、その大半は朝鮮学校である。現在80校近くある朝鮮学校の多くは戦後まもなく設立されたが、日本政府は朝鮮学校を、学校教育法1条に定められた「学校」(1条校)としても、同83条の「各種学校」としても認可すべきでないという方針をとってきた。

1970年代までに、全国の都道府県によって各種学校として認可されるようになったが、文科省は今日でも外国人学校が「1条校」ではないことを理由に、その卒業生に対して、大学入試の受験資格を認めていない。実際には大半の私立大学が入学を認めているが、国立大学は依然、門戸を閉ざしている。

外国人と公教育

日本政府は、外国人学校の位置付けを怠ってきただけでなく、公立学校における外国人の教育についても、基本理念を定めていない。

1980年代まで公立学校に通う外国人の大半を占めた在日コリアンに関する方針が、1990年代以降来日した外国人の教育のあり方も規定してきた。外国人に就学の義務がないことを示した文部省回答(1953年)や教育課程において「特別の取り扱い」を否定した文部省通達(1965年)がそれである。この方針によって、在日コリアン児童・生徒は、希望があれば、公立学校への入学が認められるが、学校では自らのルーツを学ぶ機会を持たず、「日本人」としての教育を受けるなかで、否定的な自己形成を強いられる場合が少なくなかった。

1991年になってようやく、日韓外相覚書に基づき、課外における韓国語や韓国文化の学習機会を排除しないこと、韓国人への就学案内の発

給を行うこと、そして他の外国人も同様に扱うことを旨とする文部省通達が発せられた。

しかし、日本の公教育は、依然として児童・生徒はすべて「日本人」であることを前提に、国が定めた画一的な学習指導要領のもとで行われており、今年度から実施されている学習指導要領にも、外国人児童・生徒の存在が想定されていない。

今後の課題

2001年末の外国人登録者数は約178万人で、前年から9万人の増加である。入管法が改定された1990年からは、約70万人の増加となる。永住資格や日本国籍を取得する外国人や、日本人と結婚する外国人の数も顕著な増大傾向にあり、外国人の定住化が進行している。少子高齢化のさらなる進展、そしてまもなく始まる人口減少も、在留外国人の増大と定着を促すものとなるであろう。

その結果、学校に通う外国出身の子どもが増えるのは必至である。日本の学校が「異文化・異言語に開かれた学校になっていくこと、そして、外国人の子供たちに対して、柔軟な受け入れ体制を整えていくことなどが必要」(中教審答申、1996年)なのである。

こうした状況を踏まえると、まず、日本政府は定住化を前提とした外国人受け入れの基本理念を定めた法律を制定することが必要である。そのうえで、学習指導要領に、児童・生徒に外国出身の少数者が含まれ、子どもたちが多様な文化的背景を持っていることを明記し、多文化共生を目指した教育を推進すべきであろう。また、外国人の定住化を前提にした日本語教育のカリキュラムづくりを急がなければならない。そして、日本社会における外国人学校の役割を積極的に評価し、正当な法的位置付けを行うべきであろう。